

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「規則」という。）別表において、寒冷地手当支給官署として指定されている北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所の所在地の表示が変更されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

規則別表富山県の項中「北陸地方整備局立山砂防事務所水谷出張所」の所在地を「中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂外一―国有林地内」から「中新川郡立山町芦峯寺字松尾三番地」に改める。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定により、人事院の勧告事項とされているが、単なる官署の廃止や名称の変更に伴う改正等については、官署の新規指定の場合と異なり、気象条件等の実質的判断を行うものではないことから、従来より勧告を要しないものとして処理しているところ。

本件についても、寒冷地手当支給官署の支給地域外への移転という実質的判断を伴わないものであることから、従来どおり勧告を要しないものとして処理するものとする。

3 施行期日

平成23年10月3日

注 本件は行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第5号に該当することから、同法第6章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。